

議案第60号

財産を無償で貸し付けること（鳥取東高等学校進入路）について

次のとおり財産を無償で貸し付けることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和2年2月21日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 財産の内容

種 類	所 在 地	数 量
土 地	鳥取市立川町五丁目179番ほか4筆	246.71平方メートル

2 相手方

鳥取市幸町71番地

鳥 取 市

3 貸付期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

4 理 由

鳥取東高等学校の生徒等の交通安全及び利便性を確保し、市道として良好な管理を行うため、引き続き鳥取市に無償で貸し付けようとするものである。